

杉戸町告示第69号

杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

杉戸町長 古谷松雄

杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、杉戸町（以下「町」という。）及び杉戸町商工会が指導する小規模事業者の経営支援対策として、小規模事業者が事業を推進するために必要な資金を借入れした場合に町が利子補給を行うことにより、商工業の健全な発展に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 小規模事業者とは、町内に事業所を有し、かつ、町内において1年以上商工業を営み、常時使用する従業員が商業・サービス業にあつては5人以下、製造業その他にあつては20人以下の企業をいう。

2 小規模事業者経営改善資金とは、株式会社日本政策金融公庫越谷支店国民生活事業（以下「金融公庫」という。）が所管する小規模事業者経営改善資金のことをいう。

3 平均融資残高とは、毎年1月1日から12月31日までの期間（以下「期中」という。）における小規模事業者経営改善資金の各月の月末融資残高を累計し、その数値を期中の借入期間の月数で除した数値をいう。

(利子補給金)

第3条 町は、杉戸町商工会長（以下「商工会長」という。）の推薦を受けて金融公庫が貸付を行った小規模事業者経営改善資金に係る町内の小規模事業者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の額）

第4条 前条の規定による利子補給金の額は、平均融資残高の年1パーセント以内とし、交付する利子補給金の額に、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

2 前項の利子補給金の対象となる小規模事業者経営改善資金の限度額は、1企業につき2,000万円以内の額とする。

（利子補給金認定申請）

第5条 利子補給金を受けようとする者は、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金認定申請書（様式第1号）に金融公庫が発行する小規模事業者経営改善資金償還月末残高証明書又はお支払済額明細書を添えて商工会長に提出しなければならない。

（利子補給金認定申請依頼）

第6条 商工会長は、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金認定申請書の提出があったときは、内容を審査し、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金認定申請依頼書（様式第2号）に金融公庫が発行する小規模事業者経営改善資金償還月末残高証明書又はお支払済額明細書を添えて、町長に提出するものとする。

（利子補給金認定通知）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金認定通知書（様式第3号）により、商工会長に通知するものとする。

（利子補給金交付申請依頼）

第8条 前条の規定により認定された利子補給金の交付を受けようとする者は、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請依頼書（様式第4号）を商工会長に提出するものとする。

（利子補給金の請求）

第9条 商工会長は、2月末日までに杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書（様式第5号）に前条で規定する杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請依頼書及び杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金総括表（様式第6号）を添えて、杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金請求書（様式第7号）により、町長に請求するものとする。

（利子補給金の交付）

第10条 町長は、前条の請求を適当と認めたときは、速やかに杉戸町小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書（様式第8号）により商工会長に通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

2 商工会長は、前項の規定による利子補給金を受領したときは、速やかに当該小規模事業者に利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の打ち切り又は返還等）

第11条 町長は、小規模事業者経営改善資金を借り受けた者が、その借入金の目的以外に使用し、又は返済金を遅延したときは、商工会長と協議の上、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調書）

第12条 商工会長又は小規模事業者は、町長が第3条の利子補給金に係る小規模事業者経営改善資金の融資に関し報告を求めたとき又はその職員をして当該融資に関する帳簿書類等を調査させることを必要としたときは、これに協力しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。